

学会企画チュートリアル・セミナー 2

子どもからどう話を聞くか

——事故、校則違反、いじめ等が疑われる場合の学校での事実の調査——

【企画趣旨】

事故、校則違反、生徒間のいじめ、教師による体罰やわいせつ行為の疑いなど、学校においても「何があったか」の事実の調査が求められることがある。また、監護者からの虐待が打ち明けられる場として学校が占める割合は高い。一般に、事実の調査では、①聴取の繰り返し、②正確な記録の欠如、③仮説追求的（誘導・暗示的）聞き取り、などの問題が起きがちあり、それらが事実の解明の遅れや、被面接者の記憶の汚染、精神的二次被害等をもたらすこともある。

このような問題を踏まえて開発されてきたのが、司法面接（forensic interviews, investigative interviews）と呼ばれる面接法である。この面接法は、虐待や被害の疑いのある供述弱者（子どもや障がいを持つ人）から、できるだけ正確な情報を、できるだけ負担なく聴取することを目指している。日本では、2010年頃より児童相談所が用いるようになり、2015年からは児童相談所、警察、検察が連携し「代表者聴取／協同面接」というかたちで実施されている。また、そのエッセンスは、学校での重大事態調査や、施設等での指導監査などでも用いられている。

この面接法の特徴は、①自由報告（被面接者に自分の言葉で話してもらうこと）が重視されていること、および、②自由報告を最大限得るために、面接が構造化されていること（挨拶、面接での約束事、ラポール形成、思い出して話す練習、本題、確認的な質問、クロージング、という段取りを踏んで行われる）である。こういった方法を用いた場合、従前の聴取に比べ、より正確な情報がより多く得られることが多くの研究により確認されている。

本チュートリアルでは、学校での事実調査において生じやすい問題につき説明し、事実調査（司法面接）の方法を紹介し、オンライン上で簡単な演習も行う。